

柴監告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月25日

柴田町監査委員 中山 政 喜

柴田町監査委員 森 淑 子

記

1 平成21年度定期監査（平成20年度各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成21年7月31日（柴監告示第5号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年6月14日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>5. 小・中学校の大規模改修について</p> <p>小・中学校の大規模改修は船岡中学校体育館・槻木中学校校舎の改築と、船岡中学校校舎並びに船岡・船迫・東船岡・柴田・西住の5つの小学校校舎を大規模改修する計画となっているが、槻木小学校については平成14～16年の3ヵ年での大規模改修が計画され、2ヵ年にわたって補助事業分が施工されているが、町所掌分については未着手のままとなっている。</p> <p>大規模改修が必要との判断で補助申請を行い採択された事業を、事情があったにせよ事業を完結させないことは、安全対策・教育環境整備の面からも問題であることから、早期に再開するよう検討</p>	<p>平成22年度槻木小学校大規模改造工事（繰越明許）により完了した。</p>	<p>教育総務課</p>

して頂きたい。		
---------	--	--

2 平成22年度定期監査（平成22年度教育関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成22年11月30日（柴監告示第8号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年6月14日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>共通事項</p> <p>(2) 校内に設置されている遊具類（体力増進用設備）で、基礎部分が剥き出しになるなどの不具合や危険とのことで使用禁止となっている器具が見受けられた。施設の配置（年次計画と予算化）、目的に沿った管理並びに使用方法の徹底を図るなど、体力向上に向けた取り組みを行って頂きたい。</p>	<p>柴田小学校木製遊具撤去及び遊具設置工事により完了。</p> <p>遊具点検委託を予算化し継続実施している。</p>	教育総務課
<p>個別事項</p> <p>(1) 柴田小学校</p> <p>来校者用駐車場の整備が懸案（校庭の一部に駐車、柴田児童館の行事でも使用）となっている。</p> <p>駐車場候補地（町有地）の土質が問題とのことであるが、校庭の改修と合わせ施工方法を検討し、可能な限り、駐車場として整備を行い授業に影響が出ないようにすべきである。</p>	<p>平成22年度柴田小学校校庭整備工事（繰越明許）により校庭整備を行い、一部に駐車場スペースを確保した。</p>	教育総務課

3 平成22年度定期監査（平成22年度社会教育関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年3月2日（柴監告示第1号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年6月14日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>2、電気設備に係わる保守点検結果の尊重を</p> <p>船迫生涯学習センターの高圧ケーブル改修修繕が4年越しで実施された。こ</p>	<p>船岡生涯学習センター高圧受電器改修工事を実施した。</p>	教育総務課

<p>れは、電気設備の保守点検において高圧ケーブルの劣化が指摘され、場合によってはセンター周辺家屋に停電等の被害を及ぼす恐れがあると注意を受けていたものである。これと同様なことが西住小学校でも起きており、保守点検業者から早期の修繕が必要と指摘されている。</p> <p>電気系統は目に見えないものが流れており、危険性が高いだけに保守点検業者の指摘は真摯に受け止めるべきで、公共機関の施設が原因で利用者や周辺家屋に損害を与えるような事態は避けるべきである。</p>		
---	--	--

4 平成23年度定期監査（平成22年度各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月28日（柴監告示第7号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年6月14日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>2-(3) 学校給食センター 給食センターの改修について 施設の老朽化により、昨年のボイラー更新に続き、今年度は給水・給湯の配管工事を行うとのことである。設備の部分更新も大事だが、懸案事項となっている施設の改修はどうあるべきか、年次計画等について検討する必要がある。</p>	<p>柴田町学校給食センター施設・整備等整備年次計画（案）を策定し、検討している状況である。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>2-(6) スポーツ振興室 町民体育館の修繕・保守点検及び予算執行について 町民体育館の屋根の修繕については、隣接する船岡小学校の授業の支障にならないように春休みに行う目的で予備費から80万円を流用していたが、足場材や作業員等の手配が付かないとの理由で、また、ボイラーの保守点検費用については当初予算に計上していたが、稼</p>	<p>町民体育館屋根修繕は平成23年8月27日に完了し、小学生の登下校の安全は確保された。</p> <p>町民体育館ボイラー保守点検については、体育館を解体する方向で検討しているため、今後の施設使用の再開はないと考える。</p>	<p>生涯学習課</p>

<p>働させていないことの理由で、各々未執行となっている。施工期間が限定される作業においては、工法も含め施工体制が確保できるかどうか、聞き取り等の事前調査を行うことなどの対応を検討していただきたい。また、町民体育館の設備として必要なものであれば、稼働していなくても点検を実施しておくことについて、検討していただきたい。</p>		
---	--	--

5 平成23年度定期監査（平成23年度教育関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年11月29日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年6月14日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 国の施策である緊急雇用促進事業を活用して、各学校に校務支援員（臨時職員）を配置している。校務支援員が担う業務は、学校により多少の差はあるものの、学習支援、図書管理、給食配膳、環境整備等多岐に亘っており、学校運営の貴重な戦力になっている。緊急雇用促進事業は3年間の時限措置のため平成23年度で終了するが、校務支援員に頼っていた学校側の「業務打切りと今後の対応」に戸惑いが見られ、また、今後の学校運営にもかかわることから、平成24年度以降の町の方針を示すことが必要と考えられる。</p> <p>緊急雇用促進事業等の時限措置による事業を、恒常的になりがちな業務に適用することの是非も併せて検討していただきたい。</p>	<p>平成24年度国の事業（震災等緊急雇用対応事業）を活用し、校務支援員の代わりに各学校に事務補助員を1名（柴田小学校・西住小学校は兼務）配置した。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>(2) 備品の購入に当たり、カタログ等から購入価格を算出しているが、複数品目を購入する際に、全品目を対象にして予定価格を作成する場合と品目毎に最低</p>	<p>各学校事務官へ、会議の場で指示した。</p>	<p>教育総務課</p>

<p>見積額を落札額とする2通りのケースがあった。その中で、全品目を対象に予定価格を作成したにもかかわらず、全品目の総価格が安い応札者ではなく、各品目毎の最低価格者と契約した事例があった。総価で予定価格を作成した場合は、個々の価格が他者より高い品目があっても総価格が最も低い業者と契約すべきであり、品目毎の最低価格者と契約したいのであれば、その旨を明示するとともに品目毎に予定価格を作成すべきである。予算管理上の見積額と落札者決定の基となる予定価格は次元が違うことを理解していただきたい。</p>		
<p>(3) 各学校とも高木や枯木の倒伏・落葉・害虫等で管理に苦慮している。各校に緑化整備費として年間5万円が予算化されており、小学校の場合は6年に1度50万円、中学校では3年毎に50万円が輪番制で予算化されている。危険と思われる高木等については植栽された経緯を調査し、問題がなければ伐木することになるが、年間5万円の予算では高木等の処理ができないため、安全管理上の不安を抱えながら学校運営を行っている状況である。小学校・中学校各々に輪番で予算化される50万円を教育総務課で一括管理し、集中的に配分する等予算を弾力的に運用することができないか検討していただきたい。</p>	<p>平成24年度当初予算で教育総務課に50万円を計上し、集中的に配分し弾力的に運用できるようにした。</p>	<p>教育総務課</p>